

【参考】IBC コード改正に係る政令及び告示の位置づけ

IBC コードと国内担保法令の改正に係る対象回章は以下のとおりです。

* 赤線で囲った部分が、今回お知らせする一連の改正に相当します。

対象回章	IBC コード改正	国内担保
～Circ. 17 (2011. 12)	2012 年 2-3 月に開催された IMO/MEPC 第 63 回会合において、IBC コードが改正されました。	政令を改正 (2013 年 12 月公布) したほか、政令別表に移行した物質を告示から削除するなど、所要の措置を講じました。
Circ. 18 (2012. 12)	2019 年 5 月に開催された IMO/MEPC 第 74 回会合において、IBC コードが改正されました。	政令を改正 (2020 年 8 月公布) したほか、政令別表に移行した物質を告示から削除するなど、所要の措置を講じました。
Circ. 19 (2013. 12)		
Circ. 20 (2014. 12)		
Circ. 21 (2015. 12)		
Circ. 22 (2016. 12)		
Circ. 23 (2017. 12)		
Circ. 24 (2018. 12)	IMO/MEPC 会合において、IBC コードが改正される予定です。(時期未定)	IBC コード改正を踏まえ政令を改正し、あわせて政令別表に移行した物質を告示から削除するなど、所要の措置を講じる予定です。
Circ. 25 (2019. 12)		
Circ. 26 (2020. 12)		
～未定		

「国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質」の詳細につきましては、環境省 HP (http://www.env.go.jp/water/post_50.html) を御参照ください。